

佐野市告示第 2 3 5 号

公示送達

次の方について書類の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条及び佐野市介護保険条例（平成 1 7 年佐野市条例第 1 5 2 号）第 1 4 条の規定に基づき公示送達をします。

なお、送達すべき書類は佐野市健康医療部介護保険課において保管し、送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

佐野市長 金 子 裕

1. 送達すべき書類

介護保険法第 1 2 9 条及び佐野市介護保険条例第 5 条に係る通知

2. 送達を受けるべき方の氏名

飯塚 浩美